

10年間限定制度を活用！ 事業承継5つのポイント

平成30年度の税制改正において、事業承継税制が10年間限定の特例措置として大幅に拡充、緩和されました。これまで5年平均で8割を維持する雇用維持要件や、先代経営者から一人の後継者への単独承継などが制度適用の要件であり、中小企業にとって高いハードルでありましたが、これらが緩和されたことから事業承継対策に組み込むことが可能となりました。組合、組合員企業としてどのような対策を取る必要があるか、その制度の内容と活用のポイントをご説明いただきます。

<セミナーの内容>

1. 事業承継のステップ
2. これまでの事業承継税制の概要
3. 特例事業承継税制 ～新制度 5つのポイント～
4. 特例承継計画について

□開催日時 平成30年11月22日（木）15：00～17：00

□開催場所 TKP 仙台南町通カンファレンスセンター ホール 8A

□講師 公認会計士 鈴木 一樹 氏

□参加料 無料

□申込方法 参加申込書をFAX：022-222-5557 してください。

※参加申込書は本会ホームページからもダウンロードできます。

【http://www.chuokai-miyagi.or.jp/sonota/tokuteiken/181122_syoukei.pdf】

□申込締切 平成30年11月15日（木）

※定員50名に達し、受け入れ出来ない場合はご連絡いたします。

平成 30 年 月 日

特例事業承継税制セミナー 「10年間限定！事業承継5つのポイント」参加申込書

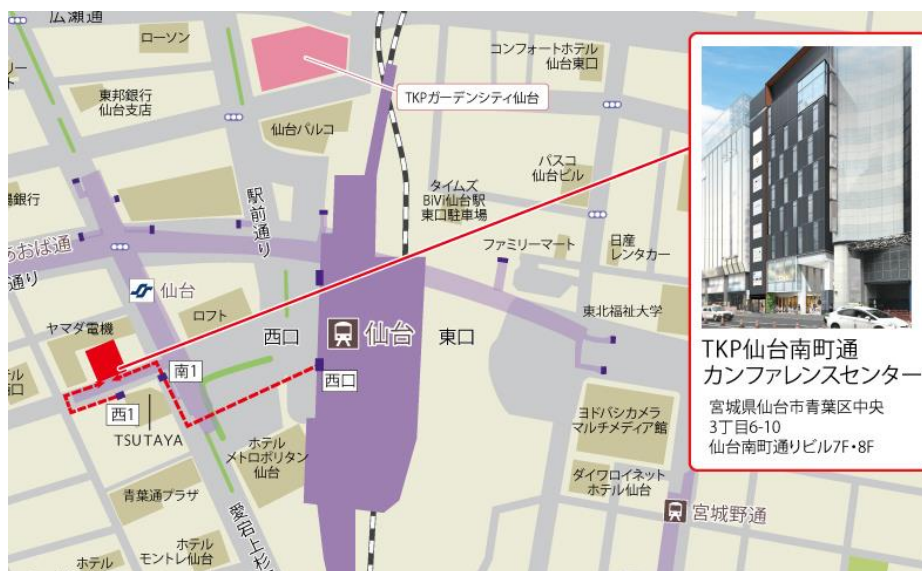
所属組合名

企業名

(TEL : _____)

参加者名	部署・役職

<会場：仙台市青葉区中央3丁目6-10 仙台南町通りビル8F>



**TKP仙台南町通
カンファレンスセンター**
宮城県仙台市青葉区中央
3丁目6-10
仙台南町通りビル7F・8F

※セミナー当日は本申込書のコピーをご持参ください。(受付にて回収致します。)

※ご記入いただいた情報は適切に管理し、本セミナー運営のみに利用いたします。

申込 FAX
022-222-5557